

エホバの証人は、児童保護に関する方針を会衆（各地にあるエホバの証人のグループ）を世話する長老たちだけでなく、会衆の全ての人に周知しています。2019年7月、日本および世界中のエホバの証人の全ての会衆では、エホバの証人の児童保護に関する方針が3回の集会で討議されました。⁷ こうした取り組みは今に始まったことではありません。エホバの証人は35年以上にわたり、何百もの言語で何十もの記事やビデオを出版し、子どもを虐待から守る方法について、親とその子どもたちに、子どもの年齢に応じた、明確で実際に役立つ情報を提供してきました。⁸

児童保護の専門家たちは、エホバの証人がこの重要なテーマに関して出版している資料が明確で率直であることを評価し、こう書いています。「会衆にいる大人に対しても子どもに対しても、児童の性的虐待に関する教育に真剣に取り組んでいる。……[エホバの証人は]ほとんどの主要な（宗教）教派よりも、会衆の全員に対して児童の性的虐待についてよく教育している」。⁹（例えば、「お子さんを守ってください」という次のビデオをご覧ください。[「お子さんを守ってください」アニメーションビデオ](https://www.jw.org/jw/animation-video) (jw.org)

B. 子供の教育と家庭生活

エホバの証人の親たちは、聖書には時代を超えた知恵が含まれていると信じています。その知恵は、子どもたちがバランスの取れた大人になり、有意義な仕方で社会に貢献し、あらゆる年齢、性別、国籍、人種、宗教の人々を尊重する模範的な市民になる上で役立っています。

ヨーロッパ人権裁判所は、エホバの証人である親が、子どもたちにバランスの取れた宗教教育を行い、子どもたちが責任感のある大人になれるよう助けることは、全く合法（また合理的）であるという判決を繰り返し下してきました。例えば、「タガンログ LRO ほか対 ロシア」事件で、同裁判所はこう判決しました。「子供に宗教的もしくは非宗教的教育をするか、スポーツ、科学、芸術、音楽に関わらせるか、自由な時間を与えるか、厳格な日課を定めるか、同じ考えを持つ人々との交流を持たせるかといった事柄については、もっぱら子どもの親、または状況によっては他の保護者が判断すべきである。……未成年者自身の意思に反してであれ、親の意思に反してであれ、組織自体または組織内の親ではない人が、未成年者を自分たちの活動に参加させるために不適切な方法を取ったことを示すいかなる証拠も [ロシアの裁判所は] 挙げていない。むしろ、子どもがエホバの証人の宗教活動に参加することを認め、奨励していたのは、エホバの証人である親の1人のようである」。¹⁰

日本が批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B 規約）と「子どもの権利条約」も、子どもにバランスのとれた宗教教育を施す親の権利を保障しています。同規約は、親が「自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有する」ことを認めています。¹¹

カザフスタンのエホバの証人に関する 2023 年の大規模な方法論的研究（1662 人が参加）では、エホバの証人になったことを後悔している人は「実質的に皆無」（97.9%が自分の選択を「後悔したことはない」、1.6%が「後悔したことはほとんどない」という結果が出ました。この調査では、エホバの証人が家庭の幸せを重視しており、「宗教活動やお金や物を優先して家庭をないがしろにすることなく、家族生活の質の向上に

⁷ 235 以上の言語で入手可能な「ものみの塔」2019年5月号、研究記事 18 から 20 の討議によって行われた。
<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&issue=2019-05&pub=w19&srcid=share>

⁸ 「ものみの塔」2019年5月号の12ページにある「親子で学びましょう」の囲みにあるリストを参照。
(<https://www.jw.org/finder?wtlocale=J&docid=2019405&srcid=share>)

⁹ パトリック・パーキンソン教授の専門家意見書、64, 65 節(<https://www.childsafety.gov.au/resources/jehovahs-witnesses-2021-progress-report>)

¹⁰ 「タガンログ LRO ほか対 ロシア」、175, 176 節 (<https://hudoc.echr.coe.int/eng/?i=001-217535>)

¹¹ 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B 規約）第 18 条 4 項は「この規約の締約国は父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する」と述べている。また「児童の権利に関する条約」第 14 条と第 18 条は、親が「思想、良心及び宗教の自由」を含め、「児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」と述べている。「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」第 5 条(d)(vii)でも同様のことが保障されている。

努めている」ことが分かりました。また、エホバの証人は「身体的虐待をしない」ことや、「子どもを育てるときに言葉による虐待や感情的、心理的虐待をしていない」ことも確認されました。¹² この研究結果は、2009年にドイツで行われたエホバの証人に関する研究¹³や、1998年にフランスで行われたエホバの証人に関する研究（1025人が参加）を含む、エホバの証人に関する以前の研究とも調和しています。¹⁴

ヨーロッパ人権裁判所も、エホバの証人の信条や行動が家族生活に悪影響を及ぼすという主張を退け、次のような判決を下しました。¹⁵ 「エホバの証人の信者が他者から強要されたわけではなく、自らの自由意志で宗教活動に専念しているのであれば、それを快く思わない家族の成員と不和が生じて、その宗教によって家庭が崩壊したとはいえない。信仰心のある家族が自分の宗教を表明し実践する自由を、信仰心のない家族の成員が容認・尊重しようとせずに反対したことが、争いの原因である場合が少なくない。夫婦の宗教が異なる場合や、一方が無宗教である場合、夫婦間に摩擦が生じる場合が多いのは事実である。しかし、これはエホバの証人に限った問題ではない」。

C. エホバの証人の宗教出版物

ヨーロッパ人権裁判所は、エホバの証人の出版物についてロシア政府が広めた間違った情報を退けています。そうした間違った情報は、現在日本で一部の批判的な人たちが広めている情報とほとんど同じです。

さらに、ヨーロッパ人権裁判所は、エホバの証人の出版物についても次のような判決を下しました。¹⁶ 「原告らの宗教活動および出版物の内容は、暴力を非とする教理と調和しており、平和的なものである。タガンログ LRO のメンバーも他の第三者も、自分の意思に反して宗教的命令に従うよう強制されたり、説得されたり、圧力をかけられたりしたという証拠はない。ロシアの裁判所は、エホバの証人が自分たちの宗教を選ぶよう人を説得するために、不適切な方法が用いたという証拠を示すことはできなかった。禁止された出版物の中で、暴動の呼び掛けや扇動、他の宗教の信者に対する侮辱的、中傷的、差別的な記述が含まれているものは一つもなかった」。

¹² 「カザフスタンにおけるエホバの証人の価値観と信条」（英語）、アスタナ、22,28,50 ページを参照。[\(Views, values and beliefs of Jehovah's Witnesses in Kazakhstan.pdf\)](#)

¹³ 「新宗教ムーブメントに自ら関わるという選択」（英語）縦断的に見た幸福度と精神的健康（2009年9月）、Sussan Namini and Sebastian Murken, *Mental Health Religion & Culture* 12(6):561-585 ([\(PDF\) Self-Chosen Involvement in New Religious Movements \(NRMs\): Well-Being and Mental Health from a Longitudinal Perspective \(researchgate.net\)](#)). 著者はこう結論している。（575ページ）

「この実証研究では、ペンテコステ派の教区、新使徒教会、エホバの証人と関わるようになった人の幸福度（生活満足度）と精神的健康度（抑うつと不安）を縦断的に調査した。われわれの仮説や、先に引用した主に横断的研究の結果とも一致する点だが、このデータは、個人が新宗教ムーブメントに参加する前は幸福度が低く、新宗教ムーブメントに参加するにつれて幸福度が高くなることを示している。グループに参加している間の幸福感と精神的健康は比較的安定しており、3年間を通じて他の一般のグループと同程度であることが証明された。グループに属することで得られる安心感は持続するようである……2002年）。エホバの証人の場合、ベゼールとベゼール（2001年）は、ドイツで行われた調査に参加したほとんどの人が、会員であることでネガティブな影響は受けておらず、グループの人たちと知り合いになることでさまざまな問題に対処できるようになったと報告している。エリソン（1991年）のアメリカでの調査でも、エホバの証人とかかわりと幸福感には、どちらかという肯定的な関連があることが示された」。

¹⁴ ソフレフランス（1998年10月）エホバの証人に関する報告 ([Enquete SOFRES.pdf \(temoinsdejehovah.org\)](#)) 研究者たちによれば、「エホバの証人の98パーセントが、自分たちの信仰のおかげで家族でかなり仲良く暮らせるようになり、法律をよく守るようになったと感じている」。

¹⁵ 「タガンログ LRO ほか対ロシア」178節 (<https://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-217535>)

¹⁶ 「タガンログ LRO ほか対ロシア」157-158節 (<https://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-217535>)

D. 医療

エホバの証人は命という贈り物を大切にし、尊んでいます。身体面、精神面、感情面の健康に影響を及ぼす決定をする場合、聖書の教えを注意深く考慮します。自分や家族が最善の医療が受けられるよう、医療関係者と協力します。

エホバの証人は輸血を含むどんな治療も、それを受け入れるかどうかは各人が個人的に決めることであり、他の人が強制したり圧力をかけたりすべきでないと考えており、そう教えてもいます。「ものみの塔」2023年2月号23-25ページにはこうあります。「エホバの証人は血を神聖なものと考えているので、エホバの命令に従って血を避けます。……輸血を受け入れることはしません。(使徒15:28,29)だからといって、死んでもいいと思っているわけではありません。命という贈り物を大切にしています。それで、輸血なしで最善の治療を受けることができるように手を尽くします。……どんな治療を受け入れるかを決めるのは一人一人の責任です。(ガラ6:4,5)……自分の考えをほかの人に押し付けたりはしないでしよう」。

エホバの証人は信仰を医療に取って代わるものとは考えておらず、「標準的な現代医学を信頼し受け入れています」。¹⁷ 医師団体も、個々の信者が「大抵、自分の法的立場と治療の選択肢のいずれについても、十分な情報を得ている」ことを認めています。¹⁸

エホバの証人の患者たちの治療で得られた経験に基づき、医学界は「輸血を回避するか、最小限にとどめるのは、全ての患者のためになる」と結論付けています。¹⁹ 当初エホバの証人を治療するために開発された臨床戦略は、現在では「患者の血液管理 (Patient Blood Management, PBM)」として知られています。これは、患者自身の血液を温存し管理する種々の方法を指しています。²⁰

PBMは現在、医学界で世界的に広く推奨されています。

- 2010年、世界保健機関 (WHO) は、PBMが「臨床転帰の改善とコスト削減」につながるという理由で、全ての国にPBMプログラムを実施するよう奨励しました。²¹
- 2017年、欧州委員会は各国の保健当局に向けたガイドラインを発表し、欧州連合 (EU) 全体でPBMの実施を奨励しました。欧州委員会は次のように述べました。「……多数の臨床エビデンスによると、供血に頼らずに、患者の自己血をよりよく管理し温存して、エビデンスに基づく一連の治療を行えば、貧血も出血も多くの場合、効果的に治療でき、その結果、輸血量はかなり削減される。……過去何十年もの間、出血や貧血に対する標準的な治療は同種血輸血だった。……しかし、これまでに蓄積されたエビデンスによると、特に循環動態が安定した患者の場合、輸血は良くない結果につながる独立因子であることが明らかになっている。例えば、幾つかのランダム化比較試験のシステマティックレビューとメタアナリシス (エビデンスレベル 1A) によると、輸血を制限しない場合、リスク (感染症、心イベント、再出血、院内死亡率など) が上昇することがある。さらに、リスク

¹⁷ クレーグ・S・キッチンズ「輸血は過大評価されているか。エホバの証人の手術成績」, 「アメリカ医学ジャーナル」(英語) 94号 (1993年) 117,118ページ (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/8430707/>)

¹⁸ 「エホバの証人の麻酔管理」(ロンドン: 英国・アイルランド麻酔科医協会, 2005年) 8ページ

¹⁹ アリエ・シャンダーおよびローレンス・T・グッドノウ, 「無輸血治療の目的と限界」, 「血液学の今」(英語) 13号 (2006年) 462,464ページ (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/17053460/>)

²⁰ チャード・K・スペンスおよびヨッヘン・エアハルト, 「患者の血液管理 (PBM) の歴史」, 「臨床麻酔のベストプラクティスと研究」27号 (2013年) 11-15ページ (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/23590912/>)

²¹ パトリック・メイボームら, 「ドイツにおける患者血液管理 (PBM) ネットワーク」, 「120万人の患者における有効性と安全性分析」, 「英国麻酔ジャーナル」, 131(3), 472-481ページ (2023年), 473ページ (<https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/37380568/>)

調整をした多くの観察研究によると、輸血は、罹患率と死亡率の増加および入院の長期化との間に独立した用量反応関係があることが明らかになっている。²²

- 2018年2月1日、日本の厚生労働省は、「輸血には同種免疫等による副作用やウイルス等に感染する危険性があり得るので、他に代替する治療法等がなく、その有効性が危険性を上回ると判断される場合にのみ実施すること」という通達を各自治体に出しました。さらにこの通達では、輸血には感染症・副作用等のリスクが伴うため、患者の書面による同意を得なければならないとしています。²³
- 2021年、WHOは *The Urgent Need to Implement Patient Blood Management* (患者の血液管理 [PBM] の緊急な実施の必要性) と題する方針を発表しました。その目的は、「医療機関が PBM を実施する緊急感を高める」ことです。PBM を実施すれば、「何億人もの内科および外科患者……そして人々全体の健康状態と治療結果を低コストで大幅に改善することができる」とも述べられています。²⁴

妊婦に関して WHO は「合併症や治療に関する問題を診断するため、妊娠中に 8 回は医師の診察を受けるべきである」と勧告しており、これは「人権に基づくアプローチに根ざしたマタニティケアの中心的要素」であるとしています。それで、妊婦が輸血に関する自分の意思決定について医師に話しておくようエホバの証人が勧めているのは、何ら異例なことではありません。これは、WHO や医学界の上記の勧告と完全に調和しています。

世界中の裁判所が、エホバの証人が宗教的良心に従って治療法を選択する権利を支持してきました。日本の最高裁判所は、平成 12 (2000) 年 2 月 29 日判決 (平 10 (オ) 1081 号, 1082 号) において、「患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」と判断しています。

ヨーロッパ人権裁判所もこの基本的権利を支持しています。「タガンログ LRO ほか 対 ロシア」事件は、判決の 162 節でこう述べています。「特定の治療法を受け入れるか拒否するか、また代替療法を選択するかを決める自由は、自己決定と自律性の原則にとって不可欠である。この自由が意味を持つためには、患者が自分の見解と価値観に調和した選択をする権利を持っていなければならない。その選択が他の人から見てどれほど不合理で愚かで軽率に思えたとしてもである。判断能力のある成人患者は、手術を受けるかどうかを決定すると同様に、輸血を受けるか血液代替物を選ぶかを決定する自由を有する」。

E. 「否定的で差別的な固定観念」を避ける必要性

エホバの証人は、責任感のあるメディアとのオープンなコミュニケーションを大切にしており、自分たちの信条や行動について正確な情報を提供する機会が与えられることに感謝しています。

それとともに、今回注意を向けていただきたいのは、エホバの証人が宗教的少数派として迫害を受けており、そのために差別や間違った情報に対してより脆弱であるということです。²⁵ 2023年10月の「ヨーロッパ人・タイムズ」紙 (英語) の社説は、「国家機関によって宣伝または容認され」、「主要メディア」によって

²² 欧州委員会、消費者・健康・農業及び食料執行局、ノールガード・A、クルツ・J、ザチャロフスキー・K、ゴンボッツ・H、カストナー・P、チョーラポイカイル・S ほか、「EU における患者血液管理 (PBM) に関する国家プログラムの構築：保健当局のためのガイド」、ブリュッセル、EU 出版局、2017 年 [ISBN: 978-92-9200-717-1] (<https://data.europa.eu/doi/10.2818/54568>)

²³ 2018年2月1日、厚生労働省・医薬・生活衛生局 ([0000192958.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/0000192958.pdf))

²⁴ 患者の血液管理 (PBM) の緊急な実施の必要性、WHO 2023 年 (<https://apps.who.int/iris/handle/10665/346655>).

²⁵ 「妊婦の健康のために」、WHO (<https://www.who.int/activities/promoting-healthy-pregnancy>)

広められたヘイトスピーチや差別の結果、エホバの証人が身体的攻撃を受けたことを確認しています。²⁶ 宗教・信条・良心の自由に関する研究センターは、エホバの証人や他の宗教的少数派に対する「ヘイトスピーチ」が現在「横行している」と結論付けています。²⁷

したがって、報道機関が正確な情報を伝え、エホバの証人のような脆弱な少数派を尊重することは非常に重要です。欧州安全保障協力機構（OSCE）はこう述べています。「メディアは、公的にも私的にも、宗教や信条の多様性に関する社会²⁸の態度を形成する上で重要な役割を果たしている。メディアの独立性と自由は尊重されるべきだが、メディアには、宗教や信条を持つ人々のコミュニティについて正確な情報を伝え、公正な報道をする公的な義務がある。宗教や信条を持つ人々の全てのコミュニティについて肯定的に伝え、否定的で差別的な固定観念を避けることで、メディアはより寛容な社会の言説に貢献することができる」。²⁹

エホバの証人の日本支部広報部門

²⁶ 世界各地のエホバの証人に対する迫害，国際的な信教の自由に関する米国委員会，2020年11月，<https://www.uscirf.gov/sites/default/files/2020%20Issue%20Update%20-%20Jehovahs%20Witnesses.pdf>

²⁷ 「インドのエホバの証人の集会で悲惨な爆発事件」，ヨーロッパ人タイムズ，2023年10月30日 (<https://europeantimes.news/2023/10/tragic-bomb-jehovahs-witnesses-india/>)

²⁸ 「エホバの証人に対する暴力行為が続く：王国会館の前での爆発事件」，宗教・信条・良心の自由に関する研究センター，2023年4月11日 (<https://lirec.net/press-release/2023/4/11/still-violence-against-jehovahs-witnesses-bombing-in-front-of-a-kingdom-hall>)

²⁹ 「信教と信条の自由か安全か：ポリシーガイダンス」，OSCE, (<https://www.osce.org/odihr/429389>)